

年収の壁の対応について

年収の壁

年収の壁とは、パートやアルバイトなどで働くに当たり、社会保険料や税金の負担が生じる年収の基準のことです。基準額によって社会保険料や税金の分野で手取り額に影響を与える内容が異なるため、自身の年収を基準額に当てはめて確認することが大切です。

「130 万円の壁」への対応

年収が 130 万円以上に達すると、すべての人が社会保険の扶養対象から原則外れ、国民健康保険もしくは健康保険組合などの健康保険へ、また、国民年金もしくは厚生年金保険への加入が必要となります。

これに対して政府は、繁忙期に労働時間を延ばしたことなどによって収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明することで、引き続き扶養対象のまま就業が可能となる仕組みを設けました。扶養対象を継続するには、勤務先から一時的な収入増加である旨の証明書を取得し、会社員である配偶者等（扶養者）が加入する保険者（健康保険組合など）から被扶養者の収入確認を求められた際にその証明書を提出します。

◆取扱い時期

厚生労働省からの通知（令和 5 年 10 月 20 日）以降の資格確認および令和 5 年度被扶養者の検認（扶養状況調査）の収入確認からの取扱いとなります。

◆対象となる方

事業主に雇用されている方（パート・アルバイトなどで働いている方）

※雇用契約書等を踏まえ、収入の見込みが恒常的に被扶養者の収入基準以上となることが明らかであるような場合は対象外となります。

＜想定されるケース＞

- ・他の従業員が休職・退職したことにより対象者の業務量が増加した
- ・業務の受注が好調だったことにより事業所全体の業務量が増加した
- ・突発的な大口案件により事業所全体の業務量が増加した

人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動により収入基準を超過する場合、勤務先の証明によって、連続 2 回まで継続して扶養に加入することができます。

以上